

東北電子専門学校学則(抜粋)

(目的)

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、豊かな人間性と国際的視野及び深い専門知識を備えた工業分野、商業実務分野及び文化・教養分野に関する人材を養成し、もって人類社会の進歩と福祉に貢献することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は東北電子専門学校という。

(自己点検・評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

(課程及び学科・修業年限・定員等)

第5条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は次のとおりとする。

(在籍年限)

第6条 学生は、在籍する学科の修業年限の2倍の年数を超えて当該学科に在籍することはできない。

(学年及び学期)

第7条 本校の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を次の2期に分ける。

前期	4月1日から	9月30日まで
後期	10月1日から	3月31日まで

(休業日)

第8条 本校の休業日は、次のとおりとする。ただし、校長は、特に必要があると認める場合には、休業日を変更することができる。

- (1) 土曜日・日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 夏季休業 7月下旬より8月下旬まで
- (4) 冬季休業 12月下旬より1月上旬まで
- (5) 春季休業 3月下旬より4月上旬まで
- (6) 開校記念日

(教育課程及び授業時数)

第9条 本校の教育課程及び授業時数等は、別表1のとおりとする。

2 別表1に定める授業時数の1単位時間は45分とし、卒業までに履修させる授業時数は、1年課程にあつては800時間以上、2年課程にあつては1,700時間以上、3年課程にあつては2,400時間以上、4年課程にあつては3,400時間以上とする。

3 本校の学校行事等特別活動は次のとおりとする。

- | | |
|----------------|----------------|
| (1) 儀式的行事 | (2) 学芸的行事 |
| (3) 体育的行事 | (4) 健康安全的行事 |
| (5) 旅行的行事 | (6) レクリエーション行事 |
| (7) 勤労生産・奉仕的行事 | (8) ホームルーム |

(9) クラブ活動

(授業時数の単位への換算)

第10条 本校の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合においては、講義並びに演習においては、15時間から30時間までの範囲で本校が定める授業時数をもって1単位とする。

2 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本校が定める授業時数をもって1単位とする。

(成績評価)

第11条 授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。ただし、出席時数が授業時数の三分の二に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。

2 成績評価は、5、4、3、2、1の5段階評価とし、1は不合格とする。

(授業の方法)

第14条 複数の学科、クラスで同一内容の授業を行う場合、授業等に支障をきたさない限り合同授業を行うことがある。

2 総授業時数のうち2分の1を超えない範囲で、教室等以外の場所において多様なメディアを利用した授業を行うことがある。

(入学資格)

第18条 本校の入学資格者は次のとおりとする。

高等学校以上の学校教育を修了した者、または本校において校長がこれと同等以上の学力があると認めた者。

2 留学生の入学資格は次のとおりとする

(1) 外国において12年間の学校教育課程を修了した者、または、これに準じる者であって、入国管理法に示された日本語能力の基準を満たしている者。

(2) 法務省が告示した教育施設で6ヶ月以上の教育を受けた者。

(3) その他の事項は別途留学生募集要項に定める。

(入学時期)

第19条 本校の入学時期は、次のとおりとする。

毎年度4月1日とする。

(入学手続等)

第20条 本校の入学手続は、次のとおりとする。

(1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載して、入学選考料20,000円及び必要書類を添えて指定期日までに出席しなければならない。

(2) 前号の手続を修了した者に対して選考を行い、入学者を決定し、入学許可を通知する。

(3) 本校に入学を許可された者は、入学許可の日から10日以内に第31条に示した第1回納付金を収めなければならない。

(転入学・編入学)

第21条 本校への転入学、並びに編入学を希望する者がある場合は、学習の進展が同程度であり当該校等において修得した科目、時間、学力等を考慮し、かつやむを得ない事情があると認めた場合には、選考の上校長は許可することができる。

(転学科・転コース)

第22条 転学科または転コースを希望する者があった場合は、前学科または前コースにおいて履修した科目、時間、学力等を審査し、かつその理由が正当と認められるときは、校長が許可することがある。

(休学)

第23条 学生は疾病その他やむを得ない事由によって引続き2カ月以上出席しがたいときは、保護者または、保証人連署の上、診断書及びその事由を記し、休学を願い出、校長の許可を受けなければならない。休学の期間は1カ年以内とする。なお休学は2カ年以上継続できない。

2 前項の者が復学しようとする場合は、校長の許可を受けなければならない。

(退学)

第24条 学生が退学しようとするときは、その事由を具し、保護者または保証人連署の上、退学を願い出、校長の許可を受けなければならない。

2 校長は願い出て退学した学生が、退学後1カ年以内に復学を願い出たときは正当な事由があると認めた場合、復学を許可することがある。

(除籍)

第25条 校長は、次の各号の一に該当する者を除籍することができる。

- (1) 授業料等教育諸費を3ヶ月以上滞納し、督促してもなお納付しない者
- (2) 第6条に定める在学年限を超えた者
- (3) 第23条に定める休学期間に達してもなお修学できない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

(課程修了の認定)

第26条 第11条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行う。

2 所定の修業年限以上在学し、課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

(称号の授与)

第27条 前条により、別表2-1の学科を修了した者には専門士（工業専門課程）、別表2-2の学科を修了した者には専門士（商業実務専門課程）、別表2-3の学科を修了した者には専門士（文化・教養専門課程）、別表2-4の学科を修了した者には高度専門士（工業専門課程）の称号を授与する。

(褒章)

第29条 成績優秀にして他の模範となる者について褒賞することができる。

(懲戒)

第30条 校長は、本校の規則に違反したり、本校の学生の本分に反する行為があった場合等において、教育上必要と認められる場合には、学生に対し懲戒を加えることができる。

2 懲戒の種類は、訓告、謹慎、停学及び退学とする。

3 退学は次の各号の一に該当する場合にこれを命ずる。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(納付金)

第31条 入学金、授業料、施設設備費等は、別表3のとおりとする。

授業料は出席の有無にかかわらず、原則として上半期分を3月末日までに納入し、下半期分は、9月末までに一括納入することとする。

尚、教科書教材費、諸経費等も所定の期日まで納入すること。

- 2 前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより審査のうえ、校長が認めた者については、授業料、その他の納付金の一部又は全部を免除することがある。

第32条 既納の入学選考料、入学金、授業料、施設設備費、教科書教材費、諸経費等は原則として返還しない。

ただし、入学選考料と入学金以外の「学費」については、入学手続き後に返還する場合がある。

第33条 休学する者に対しては、休学期間中の授業料は徴収しない。

(授業料等減免)

第34条 本校は、別に定める「授業料等減免規程」により、選考の上、授業料等の減免を行うことがある。

(健康診断)

第35条 学校保健法第6条の規定に基づき、健康診断を毎年一回、別に定めるところにより実施する。